別表第四（第21条関係）

区　分	設　備
（略）	（略）
内燃機関、船内外機、船外機、ガスタービン又は排気タービン過給機	1　（略） 2　（略） イ　（略） ロ　内燃機関、船内外機、船外機、ガスタービンにあつては、油圧試験に必要な設備 3　ガスタービン又は排気タービン過給機にあつては、バランス試験に必要なバランシングマシン 4　内燃機関、船内外機、船外機、ガスタービンにあつては、陸上試運転に必要な設備 5　その他認定に係る内燃機関、船内外機、船外機、ガスタービン又は排気タービン過給機について整備規程に従い整備が行われたことの確認に必要な設備
（略）	（略）

別表第四（第21条関係）

区　分	設　備
（略）	（略）
内燃機関、船内外機、船外機又はガスタービン	1　（略） 2　（略） イ　（略） ロ　油圧試験に必要な設備 3　ガスタービンにあつては、バランス試験に必要なバランシングマシン 4　陸上試運転に必要な設備 5　その他認定に係る内燃機関、船内外機、船外機又はガスタービンについて整備規程に従い整備が行われたことの確認に必要な設備
（略）	（略）

（船舶等型式承認規則の一部改正）

第二条　船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

別表第一（第３条、第29条関係）

		型式承認（単位　円）	検定（単位　円）
型式承認及び検定	（略）	（略）	（略）
	防火戸の動力開閉装置	91,900	1個につき　2,600
	送風機　羽根車の外径が0.6メートル未満のもの	97,800	1個につき　1,850
	〃　0.6メートル以上0.9メートル未満のもの	102,900	1個につき　2,450
	〃　0.9メートル以上1.2メートル未満のもの	122,500	1個につき　4,200

改　正　前

別表第一（第３条、第29条関係）

		型式承認（単位　円）	検定（単位　円）
型式承認及び検定	（略）	（略）	（略）
	防火戸の動力開閉装置	91,900	1個につき　2,600